

白浜町行政改革取組方針

令和3年3月

白 浜 町

目 次

| | |
|---------------------------|---|
| 1. 目的 | 1 |
| 2. 背景 | 1 |
| (1) これまでの取組み | 1 |
| (2) 地方行政を取り巻く環境 | 2 |
| (3) 行政改革の必要性 | 2 |
| 3. 行政改革の取組方針 | 2 |
| (1) 歳入の確保 | 2 |
| (2) 事務事業の再編整理、廃止統合 | 3 |
| (3) 定員管理の適正化 | 3 |
| (4) 人件費（給与・手当等）の適正化 | 3 |
| (5) 公営企業等の健全経営 | 3 |

1. 目的

本方針は、持続可能な行財政運営を目指すに当たり、行政改革についての町の基本的な考え方や、取組みの方向性を示すために策定するものです。

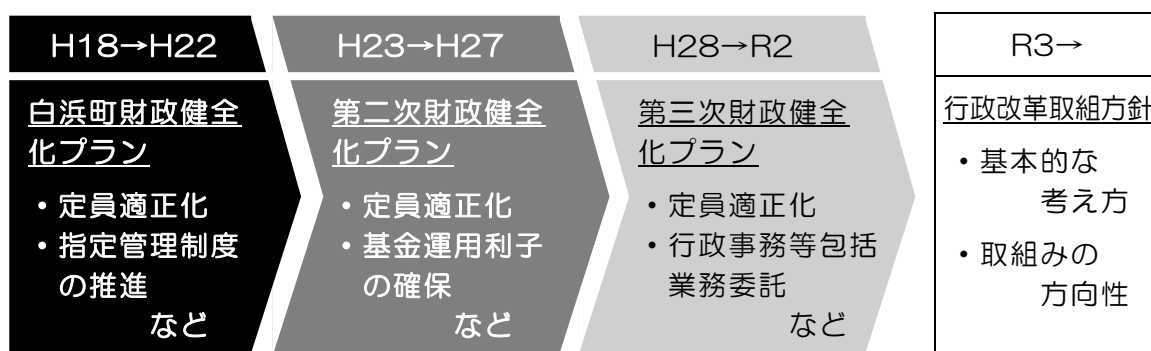
2. 背景

(1) これまでの取組み

国の三位一体改革による地方交付税の見直し、長引く景気の低迷による税収の伸び悩み等、地方行政を取り巻く環境が厳しい状況となる中、そのような状況下においても質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、白浜町では国の要請に基づき、平成18年度に「白浜町財政健全化プラン」を策定し、平成22年度にかけての5年間、事務事業の見直しや民間活力・指定管理者制度の活用、定員管理の適正化など、行政改革に取り組みました。

以降、白浜町では更なる行政改革を推し進めるため、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする「第二次白浜町財政健全化プラン」、さらに平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5年間を計画期間とする「第三次白浜町財政健全化プラン」を策定し、引き続き自主的な行政改革の推進に努めてきたところです。

これらの取組みの結果、職員数について、平成18年度の400人から約70人を削減するなど、職員規模の適正化を図りました。また、未利用財産の売却・処分や基金運用による利子収入の確保などにより新たな財源を確保するとともに、指定管理者制度や民間委託の推進により、民間のノウハウを生かした事務事業の効率化を図るなど、行政改革の推進による持続可能な行財政構造の確立に取り組んできました。



(2) 地方行政を取り巻く環境

社会経済情勢の変化により、地方財政を取り巻く環境は厳しさを増しています。

特に、人口減少・少子高齢化は労働力の低下や税収の減少など、地方自治体の運営に様々な課題をもたらすことが見込まれています。

こうした状況の中、国においては、歳出の効率化を推進する観点から、地方自治体の民間委託等の業務改革を地方交付税の算定に反映する「トップランナー方式」¹を導入するなど、地方自治体における行財政改革を促すための様々な取組みが推し進められています。

(3) 行政改革の必要性

白浜町では、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とする「第2次白浜町長期総合計画」を策定し、「輝きとやすらぎと交流のまち 白浜 ～住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり～」を「まちの将来像」として位置づけました。

人口減少に伴う税収の減少や高齢化に伴う社会保障費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増大などにより、白浜町の財政は今後も厳しい状況が続くことが予測されることから、長期総合計画に掲げた「まちの将来像」を実現させるためには、さらなる行政サービスの向上と、簡素で効率的な行財政運営に取り組んでいく必要があります。

3. 行政改革の取組方針

(1) 歳入の確保

高度化・多様化する行政需要に的確に対応し、自立した行財政運営を将来にわたって安定的に行うためには、自由で弾力的な配分が可能な自主財源の確保が必要となります。

白浜町では、これまで徴収強化など債権管理の適正化と企業誘致の推進による町税収入の確保、施設利用料の見直しによる受益者負担の適正化、有料広告の募集や基金運用利子の確保等による新たな自主財源の創出に取り組んできました。今後も一層の町税収入の確保に努めるとともに、ふるさと納税など新たな財源の確保や、適正な受

¹ 歳出の効率化を推進する観点から、業務改革で先進的な自治体が達成した経費水準の内容を、地方交付税の基準財政需要額に反映する算定方式。

益者負担の水準について検討を行うなど、自主財源の確保に向けた取組みを推進します。

(2) 事務事業の再編整理、廃止統合

限られた財源の中で、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、職員がコスト意識を持ちながら、事務事業の見直しに努めることが重要です。

白浜町では、これまで社会情勢の変化に対応した組織機構等の見直しや、消防指令業務の共同運用、住基ネットシステムの共同化など事務の広域・共同化、事務事業の執行における節減合理化、公共施設に係る指定管理者制度の導入や行政事務等の民間委託の推進など、事務事業の再編整理、廃止統合、効率化に取り組んできました。今後も、先例や慣習に捉われることなく、職員一人ひとりの創意工夫による事務事業の見直しに努めます。

(3) 定員管理の適正化

人口減少及び少子高齢化が進展する中、多様化・高度化する住民ニーズに対応しつつ、今ある行政サービスの水準を維持していくためには、歳出の大きな割合を占める人件費の適正化に取り組むことが重要となります。

定員管理については、定員適正化計画に基づき、年齢分布の不均衡と業務の停滞を招くことのないよう配慮しながら、職員総数の規模及び人件費の適正化に取り組んできたところです。今後も、定員適正化のための計画等を通じ、引き続き職員総数の規模及び人件費の適正化に取り組めます。

(4) 人件費（給与・手当等）の適正化

定員管理による職員総数の規模の適正化の取組みに加え、社会経済情勢の変化等を踏まえた人件費（給与・手当等）の適正化に取り組めます。

(5) 公営企業等の健全経営

公営企業等については、中長期的な視点に立った経営計画である「経営戦略」を策定し、計画に基づく効率化・経営健全化に取り組んできたところです。

また、公営企業等に加え、公共サービスの一端を担う存在として外郭団体等もサービスの向上と経営の効率化が求められていることから、引き続き経費削減、基本財産の有効活用や収益事業の展開に基づく自主財源の確保等、経営基盤の強化に向けた指導監督に努めます。